

平成30年4月1日から

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例 を施行します。

1 公共の場所において、喫煙マナーを守ることが定めています。

路上喫煙については、タバコの火により他の歩行者に火傷を負わせたり、吸い殻のポイ捨てによりごみの散乱に繋がったりするなどの様々な問題が指摘されています。また、タバコの火の不始末による火災などの被害等も発生しています。そこで、市は、道路等における喫煙マナーの向上を図ることにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資するため、「栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例」を制定します。

2 『路上喫煙マナーアップ推進区域』と『路上喫煙禁止区域』を設定します。

『路上喫煙マナーアップ推進区域』とは

駅周辺や人通りの多い道路等のうち喫煙マナーの推進を図るため啓発を実施する必要があると認める区域です。

他人に迷惑をかけない
喫煙は可能です。



★歩きタバコは禁止、立ち止まっただの携帯灰皿での喫煙は可能です。
この区域では看板の設置や清掃活動を実施します。

『路上喫煙禁止区域』とは

特に人通りが多い場所・火災予防が必要な伝統的建造物のある区域です。

喫煙禁止となりますが
指定喫煙場所での喫煙は
可能です。



★指定喫煙場所は栃木駅北口と南口に設置します。
『路上喫煙マナーアップ推進区域』の活動に加えてマナーアップ推進員による啓発活動を実施します。

3 道路等の公共の場所ではマナーを守って喫煙しましょう。

【喫煙マナーとは】

- ① 歩行中の喫煙はご遠慮ください。
- ② 喫煙は周囲に配慮し、他人に迷惑をかけないように十分に注意してください。
- ③ タバコの吸い殻のポイ捨てはしないようにしてください。

平成30年4月1日から
栃木市路上喫煙に
関するマナー推進条例
を施行します。



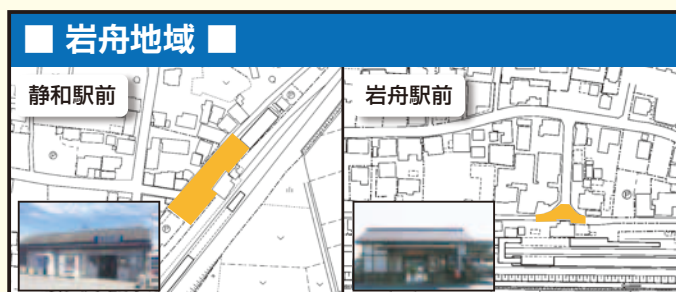
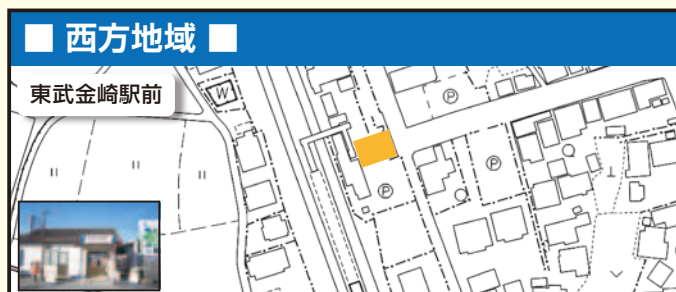
栃木市マスコットキャラクター
とち介

路上喫煙マナーアップ推進区域・路上喫煙禁止区域地図

栃木市マスコットキャラクター
とち介



ご理解とご協力をお願いします。



路上喫煙
禁止区域

- ・栃木駅前(北口、南口)
- ・栃木市嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区

路上喫煙マナーアップ推進区域

- ・野州大塚駅前
- ・野州平川駅前
- ・新栃木駅前(西口、東口)
- ・蔵の街大通り
- ・巴波川周辺
- ・銀座通り
- ・歌麿(みつわ)通り及びノミの市通り周辺
- ・大平下駅前
- ・新大平下駅前(西口、東口)
- ・藤岡駅前
- ・家中駅前
- ・合戦場駅前
- ・東武金崎駅前
- ・岩舟駅前
- ・静和駅前